



申25号

「統括センター及び営業統括センター発足に伴う、

組合掲示板及び情報綴りの設置について」に関する申し入れを提出!

2月18日、会社から「統括センター及び営業統括センター発足に伴う、組合掲示板及び情報綴りの設置について」の説明を受けました。説明では、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」を変えるものではないとしつつも、令和4年3月12日以降、新たな現業機関として統括センター及び営業統括センターが発足することから、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に紐づくものとして、労使の合意を行いたいと言うものです。会社から示された案は、『統括センター及び営業統括センターを一つの現業機関とし、掲示板については「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」第63条4項に則り取り扱う。情報綴りについては、組合員数が2名以上の場合に、掲示板が設置されていない作業場所にそれぞれ1枚設置できる。』というものでした。会社は説明の場において、3月12日発足前までには合意形成を図りたいと述べましたが、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」の運用を一部変更する重要な説明でありながら、あまりに時間がないと言わざるを得ません。労使合意には双方の考えを成熟させた上、真摯な議論を行うことが必要と考えます。会社説明以降、JR東労組が組合員から問題点を集約したところ、現時点では組合活動に関する制限は見当たりませんが、今後の運用において「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」で労使合意した組合活動に制限がかかる場合があることがわかりました。この間の労使合意がある以上、締結当事者の一方的な労働協約の変更・中止は行えません。

したがって、協約等に関わる議論は労使議論を尽くし、締結相手の了解を得るべく誠実な努力・配慮を行ったうえでの「労使合意」を前提とするべきことから、下記の通り申し入れを行いました。

～要求項目～

1. 会社が示した案における「作業場所」の基準と「掲示板」及び「情報綴り」の設置変更数を明らかにすること。
2. 会社が示した案における「掲示板」及び「情報綴り」の設置場所、掲示責任者、申請等の考え方を明らかにすること。
3. 会社が示した案においても「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に則り、掲示板の設置要件は変更しないこと。

労使間の取扱いに関する重要協約！

労使議論を積み重ね、組合員に不利益のない協約にすべく

合意形成に向けて奮闘していきます！

